

## 巻頭言

# 国立大学の法人化について

評議員・京都大学副学長 辻 文三

平成16年4月より国立大学が法人化（国立大学法人という）され、それまでの文部科学省の一組織から、法人格を有するある意味で独立した組織に変化した。法人化されて1年余が経過したが、その間、多くの人から「法人化により大学がどう変わったのか？」という質問を受けた。国立大学法人の内容を一口で説明するのは難しいが、「巻頭言」を書く機会を与えられたので、京都大学を例にしながら、思いつくままに述べてみたい。最初に断っておきたいが、教育・研究の本質が国立大学法人になったからといって、変化するわけではない。（従来は研究・教育ということが多かったが、法人化後は必ず教育・研究とっている。）

まず、大学内の意志決定システムが変化した。規程上は総長に全ての権限が集中することになった。これまでの「評議会」にかわって、「教育研究評議会」で主として教学面に関する事項を、「経営協議会」（学外委員12名と学内委員12名で構成）で主として経営面に関する事項を審議することになった。重要な事項については、総長が任命する7名の理事（総長を補佐し業務を掌理する）で構成される「役員会」の議を経ることが義務づけられているが、最終的には総長が法人を代表して業務を総理することになっている。なお、京都大学では、法人化を機会に、これまで規程上の位置づけがなされていなかった「部局長会議」を、正式に学内規程に定義したことは他大学と異なる特徴である。このような形で総長が法人の長となる例は、独や仏にあるようであるが、そこでは経営の重要部分は政府の手にあり、このシステムは我が国独特のものと言われている。

二つ目は、大学運営上の自由度の拡大である。幾つかの例を述べてみる。①組織編成の自由度：学生定員を変えなければ、かなり自由に大学の意思で教育研究組織や、事務局の体制を換えることが可能になっている。また、時限施設の存廃も大学の判断に委ねられることになっている。②多様な収入に依存：国からは「施設費補助金」と「運営費交付金」が交付される。前者は用途が定まっているが、後者に「学生納付金」と「附属病院収入」

（何れも総長宛に納付）及び「雑収入」を加えた収入を「運営費交付金事業費」（概ね1000億円）と呼び、人件費や教育研究、病院経営に大学の裁量で自由に使用でき、次年度への繰越も理由があれば認められることになっている。しかし、毎年附属病院には経営改善係数（2%）に見合う増収が、教育研究経費には効率化係数（1%）に見合う経費削減が義務付けられており、その分、国からの交付金が自動的に減額される仕組みになっている。

また、法人化に伴って様々な費用が新たに必要になっていることから、競争的な教育研究経費を獲得しない限り、部局の予算は減少の一途を辿ることになっている。さらに、中期目標・中期計画（期間は6年）の終了後には、目標・計画の達成度による評価により、交付金が増減することになっている。近年、英国では研究評価を資金配分に反映させているが、サイクルを重ねるにつれて、矛盾が出てきているようであり、我が国がそのような轍を踏まない工夫が必要である。例えば、予算総枠が定まっているので、研究成果の評価が上昇した大学が増え、評価は上昇し、予算は減少するといったことが生じている。③教職員身分の非公務員化：教職員の身分が非公務員化され、労働条件は就業規則や労使協定等により定められることになった。また、人件費さえ準備すれば、大学の意志で様々な形の教職員の採用が可能になった。しかし、法人化される直前の定員ポストに就いている教職員にのみ退職金が国から措置されることから、年俸制を導入するか、独自に退職積立金を準備しない限り、それほど自由に人事制度設計ができる訳ではない。

三つ目は、6年間を単位とする大学活動に関する中期目標・中期計画の公表と、計画の実現度に対する評価である。目標は大学が原案を作成し、文部科学大臣が（大学の意見に配慮しながら）制定することになっている。大学はその目標に沿って計画を策定し、大臣の許可を得るというわけである。このことが、アカデミックフリーダムに抵触しないのかという疑問が残る。また、世界的に見ても、政府が目標を定め、管理するというような考え方は少ない。英国では大学に目標・計画を立てて運営を行うことを求めているが、すでに様々な問題がでてきている。

最近の、国の機関の独立行政法人への移行、建物の建設や管理におけるPFI方式の導入等と国立大学の法人化を併せて考えれば、英国のサッチャー首相の政策を、我が国が部分的に取り入れるようになったのではないかと思われる。我が国は「イギリス病」ならぬ「日本病」にかかっているのだろうか？